

特許ニュース

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和3年 6月16日(水)
(2021年)

No. 15434 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆知財の常識・非常識 ③

地域の特色を活かしたブランド戦略に関する近時の裁判例(1)

☆イノベーション・ブランド構築に資する

意匠法改正～令和元年改正～……………(8)

知財の常識・非常識 ③

地域の特色を活かしたブランド戦略に関する近時の裁判例

桜坂法律事務所

弁護士 堀籠 佳典

1. はじめに

地域団体商標制度は、平成17年商標法改正(平成17年法律第56号)により、導入された制度であり(平成18年4月1日施行)、具体的には、地域の事業協同組合等の団体は、地域の名称と商品及び役務の名称等からなる商標(地域ブランド)について、以下

の要件の下、地域団体商標として商標登録を受けることができます。

①出願人が法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていること

SUN・GROUP

企業経営や事業に貢献する
グローバルな知財戦略のプロ集団

サン・グループ 会長 藤本 昇

サン・グループ 代表 藤本 周一

機械・意匠・知財紛争
訴訟・鑑定・契約

[URL]
www.sun-group.co.jp

[大阪]
〒542-0081
大阪市中央区南船場1-15-14
堺筋橋ビル2階
(総合受付5階)

[東京]
〒102-0093
東京都千代田区平河町1-18
麹町原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭(化学)

副所長 弁理士 野村 慎一(意匠・国際)

弁理士 小山 雄一(特許・国際)

弁理士 久米 哲史(化学・国際)

弁理士 北田 明(機械・制御)

弁理士 山本 裕(化学・薬学)

弁理士 白井里央子(商標・不競法・著作権・国際)

弁理士 北村 七重(意匠・国際)

弁理士 田中 成幸(商標・不競法)

弁理士 横田 香澄(東京オフィス所長・化学)

弁理士 大川 博之(機械・制御)

弁理士 道慶 一豊(化学)

弁理士 石井 隆明(意匠)

弁理士 川崎 達哉(機械・制御)

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 【E-mail】info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

[E-mail] nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー 高橋 香央里

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

[E-mail] patra@sun-group.co.jp

- ②出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること
- ③出願された商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる文字商標であること
- ④出願された商標中の地域の名称が商品(役務)と密接な関連性を有していること
- ⑤出願された商標が周知となっていること

従来、商標法の下で、地域ブランドについて多く用いられる地域の名称と商品(役務)の名称を組み合わせた商標の登録を受けることは、必ずしも容易ではないとの問題がありました。すなわち、地域の名称と商品(役務)の名称等からなる文字商標については、出所を識別できない、事業者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に馴染まないといった理由から、商品の产地、販売地、品質、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされていました(第3条第1項)。

地域団体商標制度は、近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる地域ブランドに対する注目が高まっていることから、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、導入されたものです。

特許庁によると、令和3年3月末現在、地域団体商標の出願件数は1280件、累計登録件数は718件、有効登録件数は701件となっています¹。このように、地域団体商標の出願・登録件数は相当数に上っており、すべての都道府県で満遍なく出願・登録がされていることをみると、同制度導入後15年が経過する間に、地域団体商標の制度はすっかり定着した感があります。

また、平成27年には、我が国においても、地理的表示保護制度として、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」が施行されており、令和3年3月31日現在で、107の地理的表示が登録されています²。地理的表示法は、登録名称が地名を含まなくてよい反面、保護対象物が農林水産物等に限られ、登録団体に農林水産物等の品質管理を求めるなど、地域団体商標とは異なる制度ですが、地域ブランドに係る表示を保護するという点では共通しており、今後、地域ブランドの保護がより一層

定着することが予想されます。

このように、法による地域ブランドの保護はかつてと比べて充実してきていますが、それでもさらなる地域ブランド保護を求める需要は依然としてあると思われます。本稿では、こうした観点から、興味深い最近の判例を2件採り上げます。

2. 知財高判令和3年3月30日判決・令和2年(行ケ)第10133号(「Ujicha」商標)

上記のとおり、地域団体商標は、地域ブランドの保護の前提として、商標が「地域名」+「商品名」等で構成されていることや、出願された商標が周知となっていることが要件とされています。そのため、地域ブランドのコア商品(指定商品・役務)では地域団体商標として登録が認められても、その周辺の商品では登録が困難な場合があります。このような周辺商品において、通常の商標登録(その後団体商標の商標登録出願に補正)を試みたのが知財高判令和3年3月30日判決の事案です。

この事件の原告(出願人)は京都府茶協同組合であり、そのウェブサイトによると、緑茶の共同取引き、共同冷蔵保管、共同加工及び消費宣伝等の実施を通じて組合員の営業活動を推進し、もって京都府茶業の復興に寄与することを目的とし、70社ほどの組合員で構成されています³。

この事件で、原告は、「Ujicha」の文字を標準文字で表して構成される商標(以下「本願商標」という)について、「茶、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、チョコレートスプレッド、即席菓子のもと」(第30類)をして商品として、通常の商標登録出願をし、その後、商標法11条3項の規定による団体商標出願に変更し、指定商品を「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶、京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶を使用した菓子、・・・」に補正しました。特許庁が商標法3条1項3号該当を理由に登録を拒絶する査定・審決をしたので、原告が審

決の取り消しを求めて、知財高裁に審決取消訴訟を提起しました。

裁判所は以下のとおり判示して、原告の請求を棄却しました。

〔1〕本願商標の構成

本願商標は、「U j i c h a」の文字を標準文字で表して構成されるものであり、我が国におけるローマ字の普及状況に鑑みれば、需要者において、「宇治茶」の語の表音を欧文字で表記したものと容易に認識できると解される。

〔2〕本願商標の商標法3条1項3号該当性について

広辞苑第7版(乙3, 2018年1月12日発行)によれば、「宇治茶」は、「京都府宇治地方から産出する茶。室町時代から茶道で賞美。」であるとされ、「新茶業全書」(乙4, 昭和63年10月1日発行), 「茶道辞典」(乙5, 昭和54年9月20日発行), 「新・食品事典11 水・飲料」(乙6, 1992年10月20日発行5)といった書籍においても、「宇治茶」が、京都府宇治地方から産出する茶である旨の記載がある。

また、多数のウェブサイトにおいて、本願の指定商品又は関連する商品に関して、「宇治茶」,「U J I C H A」,「U j i c h a」,「U j i c h a」,「U J I - C H A」あるいは「宇治」,「U j i」,「U j i」,「U J I」といった文字を包装に表示したものが掲載されている(乙7ないし29)。

そうすると、本願商標は、その指定商品との関係において、「京都府宇治地方で製造又は販売する茶」であることを認識、理解させるにすぎず、単に商品の产地、販売地、品質又は原材料を普通に用いられる方法で表示するものであって、商標法3条1項3号に該当するものというべきである。

〔3〕原告の主張について

ア 原告は、漢字表記の「宇治茶」は、「京都府宇治地方から産出する茶」という意味を持つほか、本件地域団体商標の存在により、商品に付された場合、原告の業務に係る商品であることを示す出所識別機能を有すると主張する。

しかし、商標法7条の2は、地域名と商品名からなる商標は自他識別力を有しないため、原則として同法3条1項3号又は6号に該当すると解されることから、一定の要件を備えた場合に、「第3条の規定(同条第1項1号又は第2号に係る場合を除く。)にかかわらず、」地域団体商標の商標

登録を受けることができるとしているものであり、地域団体商標の登録を受けたからといって、当然に同法3条1項3号に該当しない(出所識別機能を有する)ことになるわけではないことは明らかである。

・・・

このように、知財高裁は、本願商標の「U j i c h a」の文字は、需要者において、「宇治茶」の語の表音を欧文字で表記したものと認識され、本願商標は、その指定商品との関係において、「京都府宇治地方で製造又は販売する茶」であることを認識、理解させるにすぎないので、商標法3条1項3号に該当すると判断しました。

言うまでもなく、「宇治茶」は日本の緑茶として有名であり、「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」を意味するとされています。

本件の原告は、本願商標とは別に、既に、漢字表記の「宇治茶」について、本願商標の指定商品と同じ第30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」を指定商品とする地域団体商標の登録を受けていました(第5050328号)。したがって、原告が当該地域団体商標に加えて本件商標登録出願をしたのは、その指定商品に「緑茶」だけでなく、その他の食品である(「宇治茶」を使用した)「(茶,)菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、チョコレートスプレッド、即席菓子のもと」(第30類)を含む商標登録を得ることが目的に一つにしていたものと思われます(漢字表記の「宇治茶」のほか欧文字表記の「U j i c h a」を登録商標のポートフォリオに加えることにもあったと思われます)。

ここで、緑茶というコア商品について「宇治茶」の地域団体商標登録を受けたとしても、緑茶以外の周辺商品(菓子、パンなど)について「宇治茶」の地域団体商標登録を受けることはできません。7条の2第1項本文は「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の中に広く認識されていると

き」と規定しており、地域団体商標として登録される商標中の商品(役務)の名称はその指定商品(指定役務)と一致していることが必要であるとされているからです(つまり、「宇治茶」(「宇治」+「茶」)の文字商標を地域団体登録商標として商標登録を受けるためには、指定商品が「茶」(緑茶)であることが必要であり、菓子、パンなどを指定商品とすることはできません。)。

かといって、「U j i c h a」について通常の商標登録出願をした場合には、これが、需要者において「宇治茶」の語の表音を欧文字で表記したものと認識される限り(そのように認識されるからこそ、「U j i c h a」の商標を出願する意味があるのでしょう。)、当該商標は、その指定商品との関係において、「京都府宇治地方で製造又は販売する茶」であることを認識、理解させるにすぎず、単に商品の产地、販売地、品質又は原材料を普通に用いられる方法で表示するものであって、商標法3条1項3号に該当するということになってしまいます。

そこで、「宇治茶」を地域団体登録商標として登録されていることを踏まえて、菓子、パンなどと関係においても、「U j i c h a」が原告の会員業者の生産に係る「宇治茶」を使用した菓子、パンなどと理解され、出所表示機能を有する、と考えることもできるのではないかというのが本事案での争点の一つです。この考え方は、「宇治茶」の地域団体登録商標の登録により、原告の会員は、お茶(緑茶)について「宇治茶」の使用を独占できる(第三者の使用を禁止できる)のですから、菓子、パンなどに「宇治茶」(=「U j i c h a」)を使用した場合には、そこに使用される「宇治茶」は原告の会員の「宇治茶」であるとの認識が需要者に生じ、菓子、パンなどの関係でも、派生的に、「宇治茶」ないしは「U j i c h a」が出所表示機能を備えるに至ったという考え方と言えるかもしれません。

しかし、このように考えることの難点は、商標法7条の2第1項の周知性の要件が、3条3項よりも緩和されたものであるという点です。3条1項3号乃至5号に該当する商標であっても、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」、つまり、使用により出所表示機能を取得したもの、については、商標登録を受けることができるとしたのが3条

2項です。3条2項は、実務上、全国的な範囲の需要者に高い浸透度をもって認識されていることが必要とされているので、地域ブランドについて同条項に基づく商標登録を受けることは困難であったことから、地域ブランドを適切に保護するために地域団体商法制度が導入されたものであり、需要者の広がりについては、商品(役務)の種類、取引者・需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、例えば隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることで足りると考えられます。そうすると、地域団体商標として商標登録が認められたからと言って、(3条2項の)本来の出所表示機能を取得したということにはなりません。

上記判決も、「商標法7条の2は、地域名と商品名からなる商標は自他識別力を有しないため、原則として同法3条1項3号又は6号に該当すると解されることから、一定の要件を備えた場合に、「第3条の規定(同条第1項1号又は第2号に係る場合を除く。)にかかわらず、」地域団体商標の商標登録を受けることができるとしているものであり、地域団体商標の登録を受けたからといって、当然に同法3条1項3号に該当しない(出所識別機能を有する)ことになるわけではないことは明らかである。」と判示しております、上記の考え方を採用するには至っていません。

この点、地域団体商標の登録により、原告は、以後、第三者が「緑茶」について「宇治茶」を使用することを禁止することができますので、「緑茶」についての「宇治茶」の使用を原告の会員が独占する状態が継続すれば⁴、3条2項との関係でも、周知性を取得し、出所識別機能を有するに至るかもしれません。しかし、地域団体商標の登録を受けただけでは、そのような周知性を取得したとは言えませんし、地域団体商標登録の時点で、そのような擬制をすることは解釈の限界を超えるものと思われます。

上記の判例を踏まえると、地域ブランドを周辺商品についてまで商標登録による保護を及ぼすことは現行法上は難しいと思われますが、事業者によってはそのような需要があることも判決の事案から読み取ることができます。

3. 知財高裁令和3年3月25日判決・令和2年(行ケ)第10127号(工楽松右衛門事件) 地域団体商標とは異なりますが、地域ブランドと

も言い得る商標が問題となった事件として、知財高裁令和3年3月25日判決があります。本件は、歴史的な意味のある語について、特定非営利活動法人が商標登録した事案です。問題となった商標は、図形と文字「松右衛門帆」の結合商標であり、また、「松右衛門」は人名であり地名ではないので、地域団体商法としての登録要件は備えていません。

本件で問題となった登録商標及び指定商品・役務の記載は以下のとおりです。

【登録商標】



松右衛門帆

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 第16類 工楽松右衛門の創製した帆布を用いた筆箱、工楽松右衛門の創製した帆布を用いた文房具類、工楽松右衛門の創製した帆布を用いた写真立て
- 第18類 工楽松右衛門の創製した帆布を用いたかばん類、工楽松右衛門の創製した帆布を用いた袋物、工楽松右衛門の創製した帆布を用いた携帶用化粧道具入れ、工楽松右衛門の創製した帆布を用いたかばん用の金具、工楽松右衛門の創製した帆布を用いたがま口用の口金
- 第24類 工楽松右衛門の創製した帆布、工楽松右衛門の創製した帆布を用いた布製の身の回り品、工楽松右衛門の創製した帆布製のランチョンマット、工楽松右衛門の創製した帆布製のコースター、工楽松右衛門の創製した帆布製のテーブルナプキン、工楽松右衛門の創製した帆布製の椅子カバー、工楽松右衛門の創製した帆布製の壁掛け、工楽松右衛門の創製した帆布を用いたカーテン、工楽松右衛門の創製した帆布を用いたテーブル掛け、工楽松右衛門の創製した帆布を

用いたどん帳、工楽松右衛門の創製した帆布製のトイレットシートカバー

出願時の指定商品・役務は、

第16類 筆箱、文房具類、写真立て

第18類 かばん類、袋物、携帶用化粧道具入れ、かばん金具、がま口口金

第24類 織物、布製身の回り品、織物製ランチョンマット、織物製コースター、織物製テーブルナプキン、織物製椅子カバー、織物製壁掛け、カーテン、テーブル掛け、どん帳、織物製トイレットシートカバー、メリヤス生地、フェルト及び不織布

だったのですが、拒絶理由通知を受けた補正により、各指定商品に「工楽松右衛門の創製した」の語が追加されています。

ここで、「工楽松右衛門」は、1743年に現在の兵庫県高砂市に生まれた江戸時代の発明家であり、木綿を使った厚手で大幅な新型帆布の織り上げに成功した人物です。そして、この工楽松右衛門が発明した新型帆布は「松右衛門帆」として全国に普及し、我が国の海運における航海術を飛躍的に向上させたとされています。

本件登録商標を巡っては、無効審判請求事件も係属しているようですが⁵、ここでは不使用取審判に係る審決取消訴訟の判決を紹介します。

本件の争点の一つは、指定商品について商標の使用があったかであり、具体的には、被告（商標権者）が本件商標を使用したかばんが「松右衛門帆の創製した帆布を用いた」ものと言えるかが問題となりました（他の論点については割愛いたします）。

ここで、「創製」とは、「はじめつくりだすこと」を意味する語であるから、「発明」とほぼ同義と言ってよいでしょう。さすがに、「工楽松右衛門が創製した帆布」は、工楽松右衛門自身が（江戸時代に）製造した帆布それ自身であることまでは必要はないと思われますが、同人がはじめて作りだした、すなわち、発明したものであることは必要であることとなります。しかし、当然のことながら、江戸時代には特許制度は存在しませんでしたので、「工楽松右衛門が創製した帆布」と言ってもその範囲が客観的明確に定まっているわけではありません⁶（史料から大まかな構造等はある程度明らかになると思われますが）。

このような場合に考えられる基準としては、①創製者の認識（主觀）、②商標権者（標章使用者）の認識（主觀）、③需要者・取引者の認識、などが考えられますし（ただ、本件の場合には、創製者は江戸時代の人物ですので、①創製者の認識を基準として判断することは困難です。）、基準時としても、①創製時、②商標出願時、③商標登録時、④使用時、などが考えられます。

この点につき、判決は、

「前記(1)エで認定した各文献の記載によると、播州高砂の船頭であった工楽松右衛門は、江戸時代後期の天明年間に、従来使われていた刺し帆より耐久性や強度などに優れる織り帆を発明し、それが「松右衛門帆」として全国に伝播し、明治時代頃まで帆船の帆などとして広く利用されていたものと認められる。

もっとも、前記(1)エの各文献の記載にあるとおり、現代において帆船が用いられなくなったことに伴い、「松右衛門帆」は急速に姿を消していくものと認められ、B論文（甲7）の表にあるとおり、現代においては、残存する「松右衛門帆」も限られたものとなっていたと認められる。そして、前記(1)エの各文献等の記載や前記(1)ウ(ア)のとおり、被告による「松右衛門帆」の復元に当たって、D教授が改めて調査を行っていることも考え併せると、被告が、平成22年頃から「松右衛門帆」を復元したとする本件布地を用いた商品の製造販売を始めるまでの間、「松右衛門帆」が、具体的にどのようなものであるのかについて、B教授のような一部の専門家以外の者には、その詳細は不明なものとなっていたこと、本件指定商品の取引者、需要者たる一般人が、容易に調査できる範囲の資料から得られる「松右衛門帆」についての情報は、前記(1)エ(ア)の各辞典に記載されていった「太い綿糸で織られた幅広の厚手の帆布」程度のものになっていたと認められる。

このような状況において、前記(1)ウ(ア)、(イ)のとおり、被告は、D教授の協力を得て、神戸大学海事博物館に所蔵されていた、原告らの実父で、帆船について研究をしていたCによって寄贈された「松右エ門帆」という資料名の布の調査に基づいて、①現在、一般に流通している帆布と異なり、2本の单糸を引き揃えにしている点や②緯糸が経糸より3倍太くなっている、極端に太い点などの特徴を有する布地（本件布地）による、かばん等の商品の製造販売を始めたこと、平成22年頃から要証期間中にかけて、被告や御影屋が「松右衛門帆」を復元したとする本件布

糸より3倍太くなっている、極端に太い点などの特徴を有する布地（本件布地）による、かばん等の商品の製造販売を始めた。

そして、前記(1)ウ(ウ)認定の被告や御影屋による広告宣伝活動や同エ(イ)以降及び同ウ(ウ)の第三者による文献等の記載から分かるとおり、平成22年頃以降から要証期間中にかけて、被告や御影屋が「松右衛門帆」を復元したとする本件布地を用いた商品の製造販売を開始して広告宣伝活動を行うことで、「松右衛門帆」とは、被告が復元した上記①、②のような特徴を持つ本件布地を指すものであるという認識が、取引者、需要者との間に広まっていたものと認められる。

そうすると、遅くとも、本件商標を付した本件かばん2が、一般消費者に販売され、平成30年2月5日に納品された時点で、本件指定商品の取引者、需要者は、「松右衛門帆」、すなわち、「工楽松右衛門の創製した帆布」とは、本件布地のような「太い木綿糸を用い、太さの違う経糸と緯糸を2本引き揃えて織った厚く丈夫な布地」（前記(1)ウ(ア)）であると認識していたものと認められる。」と判断しました。裁判所は、需要者・取引者の認識を基準とし、使用時を基準時として、「工楽松右衛門が創製した帆布」に当たるかを判断したものと理解されます。

本件で問題を複雑にしているのは、現代において帆船が用いられなくなったことに伴い、「松右衛門帆」は急速に姿を消していくこと、被告が、平成22年頃から「松右衛門帆」を復元したとする本件布地を用いた商品の製造販売を始めるまでの間、「松右衛門帆」が、具体的にどのようなものであるのかについて、B教授のような一部の専門家以外の者には、その詳細は不明なものとなっていたこと、被告は、D教授の協力を得て、神戸大学海事博物館に所蔵されていた、原告らの実父で、帆船について研究をしていたCによって寄贈された「松右エ門帆」という資料名の布の調査に基づいて、①現在、一般に流通している帆布と異なり、2本の单糸を引き揃えにしている点や②緯糸が経糸より3倍太くなっている、極端に太い点などの特徴を有する布地（本件布地）による、かばん等の商品の製造販売を始めたこと、平成22年頃から要証期間中にかけて、被告や御影屋が「松右衛門帆」を復元したとする本件布

地を用いた商品の製造販売を開始して広告宣伝活動を行うことで、「松右衛門帆」とは、被告が復元した上記①、②のような特徴を持つ本件布地を指すものであるという認識が、取引者、需要者間に広まっていたこと（いずれも判決の認定事実から）、といった事情があるためです（簡単に言うと、一旦人々に忘れられかけたが、被告らが教授・研究者の協力を得て「松右衛門帆」を復元したという布地を用いたかばん等の商品の製造販売を開始し広告宣伝活動を行った、という流れととなります。）。

原告らは、「工楽松右衛門の創製した帆布」の意味について激しく争いましたが、裁判所は原告の主張を排斥して、「工楽松右衛門の創製した帆布」とは、「太い木綿糸を用い、太さの違う経糸と緯糸を2本引き揃えて織った厚く丈夫な布地」であるとして、要証期間中に、指定商品について本件商標の使用があったとして、原告の請求を棄却しました（不使用取消審判不成立）。

本件の登録商標は、図形と「松右衛門」の文字の結合商標であり、「松右衛門」の文字部分により、「（工楽）松右衛門」は、（現在の）兵庫県高砂市出身の人物の知名度ないしはイメージをブランドに採り入れることができるとともに、図形との組み合わせにより、独自ブランドとしても機能するものと考えられます。

本件の登録商標に係る「（工楽）松右衛門」は、（現在の）兵庫県高砂市出身の人物ですので、この点において、本件登録商標は、地域おこしブランドないしは地域ブランドに近い側面があります。商標権者（被告）は、商品の品質誤認のおそれを避けるために、指定商品に「工楽松右衛門の創製した帆布を用いた」という限定を追加することとなったようですが、結果として、「工楽松右衛門の創製した」の意味を巡って、商標登録後に紛争が生じることとなりました。

地域団体商標は、（緩和された）周知性の取得が登録要件となっているので、商標登録までに地域ブランド名が一定の属性、性質等を持つ商品を意味するものとして需要者に認識が広まっており、商品の品質誤認のおそれを避けるために、指定商品の属性、性質等について限定を入れざるを得ない場合が多いと思われます。これに対し、通常の商標登録（ないしは団体商標登録）の場合には、周知性の取得は登録要件ではありませんので、地域に関連するが一般

には知られていない語があれば、これを用いることにより、指定商品の属性、性質等について限定を入れることなく、商標登録が認められることがあるよう思います（本件でも、「松右衛門帆」の語がほとんど知られていない状態となつていれば、「工楽松右衛門の創製した帆布を用いた」との限定は必要ななかったかもしれません。）。

4. 最後に

以上のとおり、地域の特色を活かしたブランド戦略に関しては、現行法の下においても様々な利害、思惑、需要があるようであり、この後の判例等の動向が注目されます。

¹ <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/document/index/ranking.pdf>

² https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/

³ <http://www.kyocha.or.jp/member/>

⁴ なお、仮に、お茶との関係で、「宇治茶」が原告の会員の商品として出所識別機能を取得したとして、お菓子、パン等の商品に使用材料として「宇治茶使用」等の表示することまで禁止したものは議論があると思われます。

⁵ 地域団体商標は、地域の事業協同組合等の所定の要件を満たす団体が主体となって出願する商標ですので、団体を適切に構成できないと地域団体商標の登録ができたり、紛争が生じたりします（知財高裁平成22年11月15日判決・平成21年（行ケ）第10433号等）。本件でも、「工楽松右衛門」商標保有の正当性を巡って争いが生じているようです。

⁶ なお、同様のこととは、先述の「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」においても問題となり得ます。

一つづく-③4月14日付掲載

※次回は8月掲載予定